



営業職員用

出産手当金のご請求にあたって

(日本生命健康保険組合)

出産手当金に関して、「せっかく請求したのに不支給となり、手続きが面倒なので、請求する前に支給可否を教えてください」とのご意見が多数寄せられています。

- 会社から給与が支払われるときは、出産手当金は支給されません。
- ただし、会社からの給与額が出産手当金よりも低いときは、その差額が支給されます。
- ご請求の前に、以下のステップ1・2に沿って、**出産手当金が支給されるかどうか、ご自身で事前に確認しましょう。**

支給要件	① 被保険者が出産したこと ② 出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間にあること ③ 上記②の期間、勤務に服さなかったこと
------	---

ステップ1 請求対象月の給与額を確認

出産手当金請求対象月に支払われた給与明細(支払額A)をもとに、出産手当金の支給可否を確認

会社から給与が支給されるときは、出産手当金は支給されません。
 ただし、会社からの給与額が、出産手当金の額よりも少ないときは、その差額が支給されます。

請求対象月の給与額	請求(休業) ^[※1] 当月の支払額A	円	÷	(日額を算出) 暦日数	×	産休日数	=	休業中に出た給与額	円
=	給与(日額)	円	×	産休日数	=	A	円	円	円

[※1] 以下のケースは、当シートで支給可否の判定は正確には出来ませんので、ご請求ください。ただし、ご請求いただいても、給与超により、不支給となる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

- ・傷病手当金受給期間中
- ・固定給精算がある場合
- ・欠勤控除がある場合
- ・傷病補給金の支給がある場合 等

ステップ2 出産手当金の支給額計算

給与明細に記入されているご自身の標準報酬月額をもとに、出産手当金の支給額を確認

直近12カ月分の給与明細をご用意ください。標準報酬月額を12カ月分合計し、下記の計算式に沿って、出産手当金の支給額(1日あたり)を算出
 → 出産予定日42日前の日が属する月以前12カ月の標準報酬月額の平均額の30分の1の3分の2

出産手当金支給額	12カ月分の合計額を出す ^[※2] 直近12カ月分の標準報酬月額	円	÷	(月平均額を算出) (日額を算出) (所得保障割合) 12 ÷ 30 × 2/3	×	産休日数	=	B 出産手当金	円
=	手当金(日額)	円	×	産休日数	=	B	円	円	円

[※2] 産休開始月の直前に標準報酬月額が定められた期間が継続12カ月間ない場合は、下記ア・イのいずれか少ない額の3分の2に相当する額
 ア) 直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
 イ) 前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額(32万円)の30分の1に相当する額

B の金額が A の金額より多いとき、その差額が出産手当金として支給されます。

(A の金額の方が多ときは、出産手当金は支給されません。)

請求月・1月ごとに(産休終了=出産日後56日が属する月まで)、ステップ1・2に沿って、支給可否を確認ください。